

第13号議案

平成28年度京都府水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度京都府水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| (1) 給 水 市 町 | 宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、大山崎町、久御山町及び精華町 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 38,670,217立方メートル |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 105,946立方メートル |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 府営水道耐震強化対策事業 | 浄 水 施 設 一式 |
| イ 府営水道管路更新事業 | 送 水 管 路 一式 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	5,427,172千円
第1項 営業収益	4,861,343千円
第2項 営業外収益	565,829千円
支 出	
第1款 水道事業費用	5,268,935千円

第1項	営業費用	4,553,268千円
第2項	営業外費用	714,665千円
第3項	特別損失	2千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,653,432千円は、当年度分消費税資本的収支調整額260,649千円、過年度分損益勘定留保資金399,214千円及び当年度分損益勘定留保資金1,993,569千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	3,652,544千円
第1項	企業債	2,803,000千円
第2項	出資金	655,129千円
第3項	補助金	194,414千円
第4項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	6,305,976千円
第1項	建設改良費	4,232,107千円
第2項	企業債償還金	1,912,869千円
第3項	長期借入金償還金	160,000千円
第4項	予備費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成28年度府営水道施設改良事業費	平成28年度から平成31年度まで	2,135,000 ^{千円}

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 起債の目的 建設改良資金等に充てるため。
- 限度額 2,803,000千円
- 起債の方法 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）
- 利率 年10.0%以内
- 償還の方法 (1) 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。
(2) 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。
(3) 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 558,056千円

(他会計からの補助金)

第9条 企業債利息及び割賦負担金利息の一部並びに府営水道受水市町水道事業経営健全化事業に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、73,791千円と定める。

平成28年2月17日提出

京都府知事 山 田 啓 二